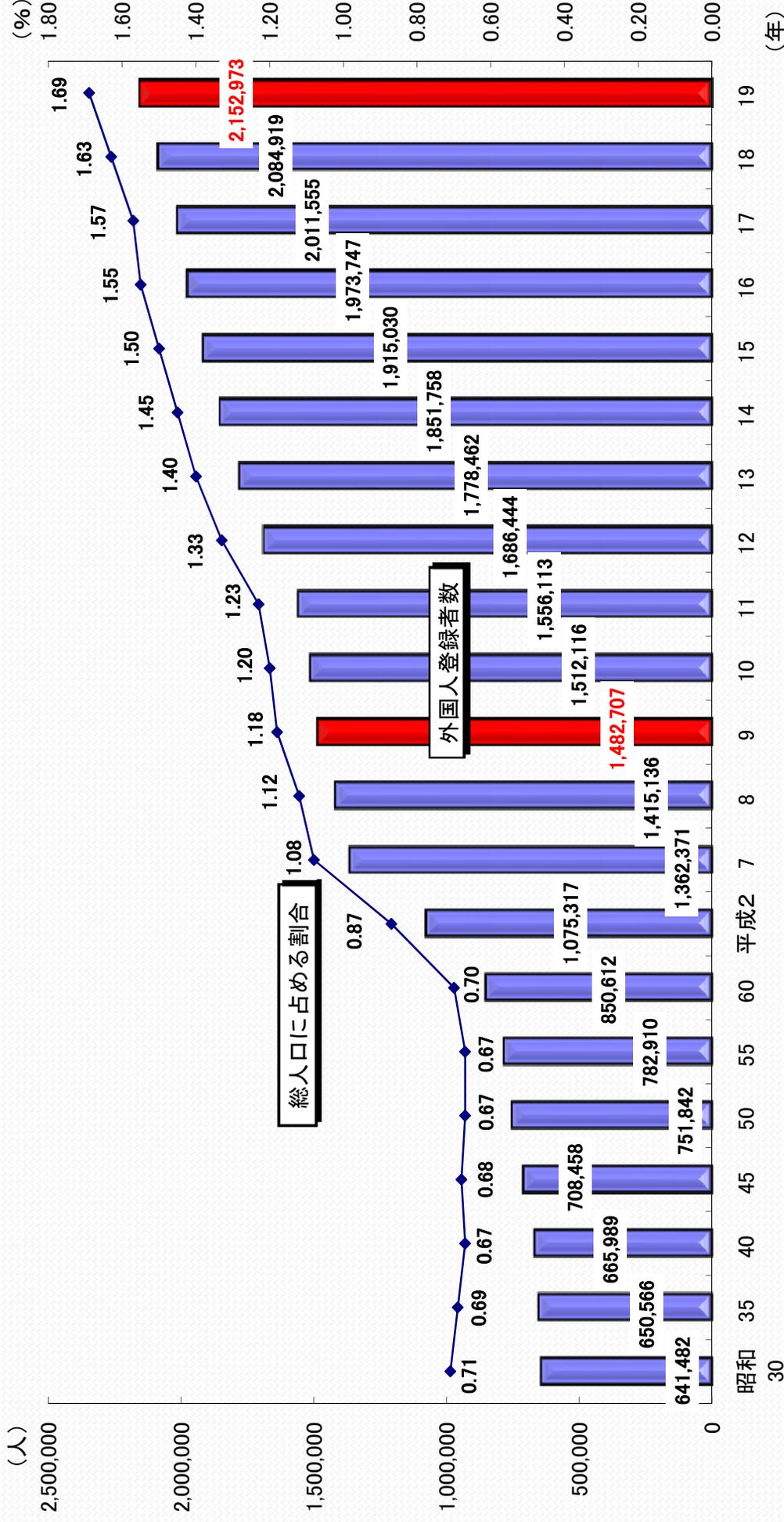


資料 1

在留外国人に係る現在の
状況、政府の動きについて

外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合

外国人登録者数は過去最高の約215万人(10年間で約1.5倍)に増加している。



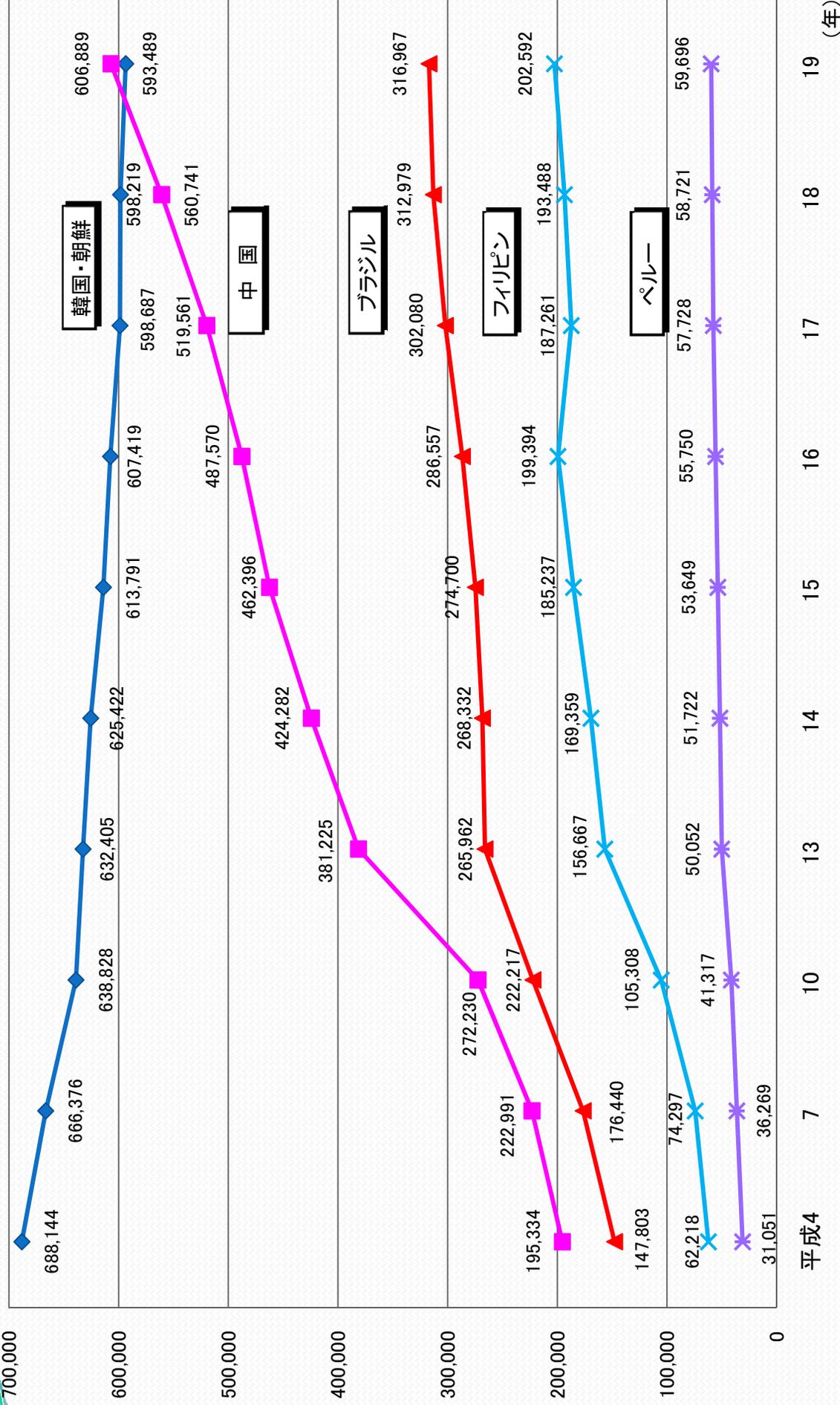
→ (注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局の調査に基づき各年10月1日現在の総人口(外国人も含む)を基に算出した。

< 法務省入国管理局の統計データに基づき作成 >

主な国籍(出身地)別外国人登録者数の推移

(人)



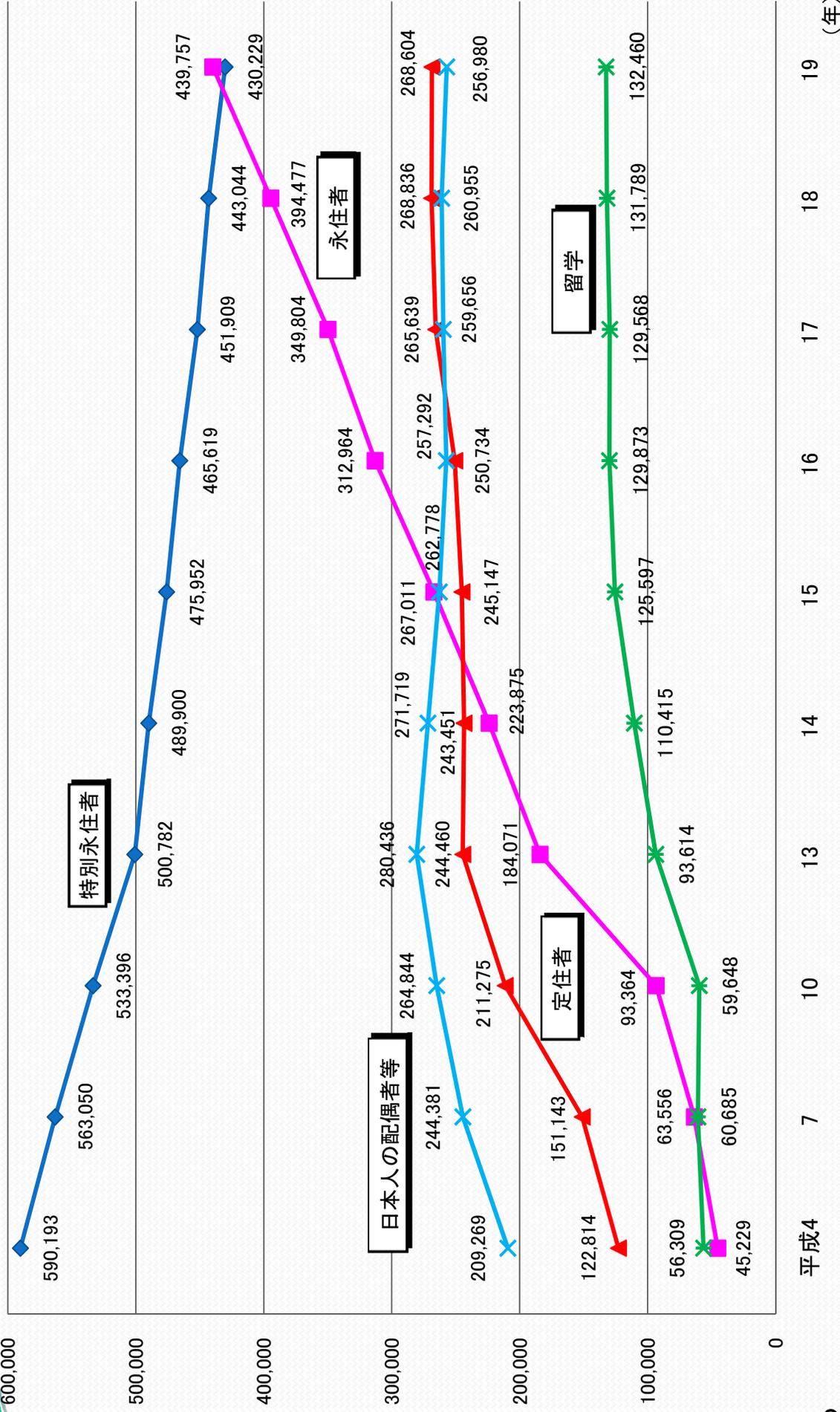
(注1) 各年12月末現在の統計である。

(注2) 「中国」には、中国(台湾)、中国(香港)を含む。

<法務省入国管理局の統計データに基づき作成>

主な在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)



(注1) 各年12月末現在の統計である。

<法務省入国管理局の統計データに基づき作成>

在留の資格別外国人登録者数(平成19年)

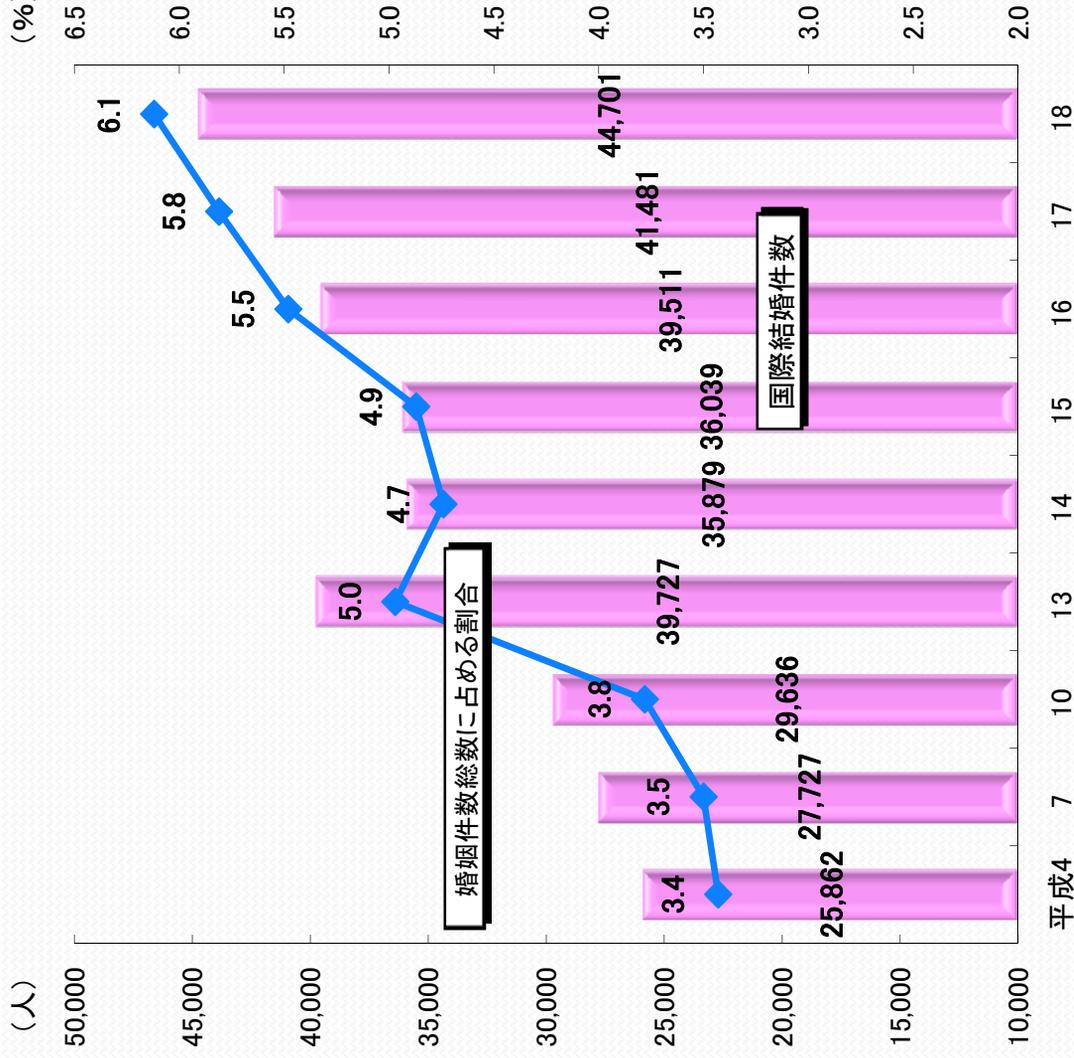
在留資格	登録者数	構成比	在留資格	登録者数	構成比
総数	2,152,973人	100.0%			
永住者	439,757人	20.4%	技術	44,684人	2.1%
特別永住者	430,229人	20.0%	就学	38,130人	1.8%
定住者	268,604人	12.5%	技能	21,261人	1.0%
日本人の配偶者等	256,980人	11.9%	企業内転勤	16,111人	0.7%
留学	132,460人	6.2%	興行	15,728人	0.7%
特定活動	104,488人	4.9%	永住者の配偶者等	15,365人	0.7%
家族滞在	98,167人	4.6%	未取得者	13,960人	0.6%
研修	88,086人	4.1%	教育	9,832人	0.5%
人文知識・国際業務	61,763人	2.9%	教授	8,436人	0.4%
短期滞在	49,787人	2.3%	その他	39,145人	1.8%

(注1)平成19年12月末現在の統計である。

<法務省入国管理局の統計データに基づき作成>

夫婦の一方が外国籍である婚姻(国際結婚)件数の推移

国際結婚件数は年々増加、婚姻件数総数に占める割合も平成18年に6%を超えている。



(単位:件)

	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
国際結婚件数	35,879	36,039	39,511	41,481	44,701
夫日本・妻外国	27,957	27,881	30,907	33,116	35,993
フィリピン	7,630	7,794	8,397	10,242	12,150
中国	10,750	10,242	11,915	11,644	12,131
韓国・朝鮮	5,353	5,318	5,730	6,066	6,041
その他	4,224	4,527	4,865	5,164	5,671
夫外国・妻日本	7,922	8,158	8,604	8,365	8,708
韓国・朝鮮	2,379	2,235	2,293	2,087	2,335
米国	1,488	1,529	1,500	1,551	1,474
中国	814	890	1,104	1,015	1,084
その他	3,241	3,504	3,707	3,712	3,815

外国人台帳制度に関するこれまでの経緯

骨太の方針2006（H18.6 経済財政諮問会議）

第2章 成長力・競争力を強化する取組
1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

- (1) 国際競争力の強化
- ② アジア等海外のダイナミズムの取り込み

・ 平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める。

多文化共生の推進に関する研究会報告書2007（H19.3 多文化共生の推進に関する研究会（総務省））

第2章 外国人住民への行政サービスの確な提供のあり方

地域における多文化共生の推進に向けて、地方自治体が外国人住民に対する行政サービス提供を適切に行うための前提として、まず、外国人住民の所在情報を的確に把握することが求められる。

「新たな在留管理制度に関する提言」（H20.3 第五次出入国管理政策懇談会（法務省））

第3 新たな在留管理制度に関する提言

- 5 市区町村との関係
 - (2) 市区町村による情報の取得、保有及び利用（適法な在留外国人の台帳制度）

現在市区町村は、事実上、外国人登録を行った外国人を住民として把握し、外国人登録の情報を各種行政サービス提供の基礎として利用…（中略）…市区町村において外国人住民に関する正確な記録が作成されるよう…（中略）…住民基本台帳制度を参考とした、「適法な在留外国人の台帳制度」を整備することが必要である。

規制改革推進のための3か年計画（H20.3 閣議決定）

13 海外人材

- (1) 外国人登録制度の見直し

…（中略）…市区町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する…（中略）…